

令和8年度 国保の保険料率

令和8年度の国民健康保険料の額は下記の料率をもとに計算します。

保険料は、妹背牛町の国保加入者全員の前年所得、今年度必要な医療費の額等を勘案して決定します。

保険料は、みなさんが健康な生活をおくるために必要な、皆保険制度運営になくてはならないものです。

制度にご理解いただき、保険料の納期内納入をお願いいたします。

	所得割	均等割	平等割	限度額
	世帯の国保加入者の所得に応じて計算	世帯の国保加入者の数に応じて計算	一世帯にいくらかと計算	
医療給付費分	1.42%	27,000円	27,500円	67万円
後期高齢者 支援金分	0.71%	12,200円	12,400円	26万円
介護納付金分	0.67%	15,500円	9,400円	17万円
子ども子育て 支援金分	0.29%	1,100円	1,000円	3万円

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります！

全世代の皆様や企業の皆様で支援金を出し合い、子育て世帯に対する給付を拡充し、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

全ての健康保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度など）の保険料とあわせて、ご負担していただくこととなります。

子ども分 の均等割額については、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、高校生年代までの子どもの人数分は加算されません。

国保料の納入義務者は世帯主です！
国保に加入していない世帯主の方も、世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に国保料が賦課されます。

4月から翌年の3月までの保険料を7月から12月までの6回で納めていただきます。

令和8年度の納期限・・・・・・納め忘れのない口座振替をお勧めします。

期 別	月 日	期 別	月 日	期 別	月 日
1 期	7月27日(月)	3 期	9月25日(金)	5 期	11月25日(水)
2 期	8月25日(火)	4 期	10月26日(月)	6 期	12月25日(金)

- ①世帯主が国保加入者であること。
- ②世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤国保料と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えないこと。

年金からの天引き納入ではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保料納付方法変更申出書」の提出が必要です。役場住民課保険グループの窓口で手続きしてください。

年度の途中で国保に加入された時は、資格取得された月から月割で計算します。
また、年度の途中で資格喪失された時は、喪失された月の前月までの月割で計算します。

令和6年12月2日で保険証の交付は終了しましたが、国保への加入・喪失の際には今までどおり、住民課保険グループへの届出が必要です。

保険資格のない、無保険の状態になるため、医療費が全額自己負担になります。
社会保険料と国保料を二重に納めてしまう場合があります。